

はじめに

この「交通安全実施計画／実施結果」は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき策定された「平成26年度三重県交通安全実施計画」の推進結果を取りまとめたものです。

平成26年度は同法25条第1項の規定に基づき策定した第9次三重県交通安全計画（平成23年度～平成27年度）の4年目の年にあたり各関係機関・団体で各種の施策や取組を積極的に推進していただきました。

平成26年の交通事故死者数については112人で、過去最低であった前年の94人から18人増加し、平成23年から策定された第9次交通安全基本計画において掲げた最終年の抑止目標「75人以下」の達成へは厳しい状況です。

一方、交通事故死傷者数については、平成26年は10,829人（前年比－2,150人）となり、各種交通安全施策の成果が着実に現れたものと考えます。

このように、交通事故全体の件数は、減少傾向にありますが、交通事故死者に占める高い高齢者の構成率や四輪乗用車中死者のシートベルト非着用率は未だ高い水準にあり、また、飲酒運転などの悪質・危険な違反による事故が後を絶ちません。

県内の交通事故により、依然として1日当たり22.2件の人身事故が発生し、29.4人が負傷し、0.3人の尊い命が失われています。

こうした状況のなかで、県民を交通事故の脅威から守り、「安全かつ円滑・快適な交通社会の実現」を図ることは緊急かつ重要な課題であります。

このため、平成26年度の実施結果を踏まえつつ、今後も各機関が総力をあげて、毎年度の実施計画に盛り込まれた施策の推進に取り組むとともに、関係機関相互の連携を一層強め、総合的かつ効果的な施策を推進していきます。

また、県民や民間団体との連携・協力体制を強化し、家庭、学校、地域、職場などと一体となった幅広い取組を展開し、交通事故の抑止に努めます。